

京都市告示第400号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成17年11月9日

京都市長 樹本 賴兼

1 指定区域

京都市伏見区淀水垂町 4番地1の一部, 4番地4の一部, 4番地5, 4番地7の一部, 6番地1の一部, 6番地4, 6番地5, 6番地7の一部, 10番地, 52番地2, 58番地1の一部, 59番地の一部, 110番地の一部, 111番地, 112番地, 113番地の一部, 114番地の一部, 120番地2の一部, 131番地2の一部, 137番地1, 142番地, 142番地1, 142番地2, 145番地, 146番地, 148番地, 149番地, 150番地, 151番地, 152番地, 153番地1, 153番地2, 154番地, 155番地, 156番地, 157番地, 158番地, 159番地, 160番地, 161番地, 162番地, 163番地, 164番地, 165番地, 166番地, 167番地, 168番地, 169番地, 170番地, 171番地, 172番地, 173番地, 174番地, 175番地, 176番地, 177番地, 178番地, 179番地, 180番地, 181番地, 316番地, 317番地1, 317番地2, 318番地, 323番地, 324番地, 325番地1, 325番地2, 326番地, 327番地, 328番地, 329番地, 330番地の一部, 331番地, 332番地, 333番地1の一部, 336番地, 337番地1の一部, 337番地2の一部, 338番地, 339番地, 340番地, 341番地, 342番地の一部, 343番地の一部, 345番地, 346番地, 347番地の一部, 348番地の一部, 352番地1の一部, 353番地, 354番地, 355番地, 356番地の一部, 357番地の一部, 358番地, 369番地1の一部, 371番地の一部, 374番地1, 374番地3, 391番地1, 391番地3, 395番地1の一部, 395番地3の一部, 399番地1の一部, 399番地2の一部, 400番地, 401番地, 402番地1, 402番地2, 403番地, 404番地1, 404番地2, 405番地, 406番地,

407 番地, 408 番地 1 の一部, 412 番地 2 の一部, 414 番地 1 の一部, 416 番地 1 の一部,
434 番地の一部, 435 番地, 436 番地 1, 436 番地 2, 437 番地, 438 番地, 439 番地, 440
番地, 441 番地, 442 番地, 443 番地, 444 番地 1, 444 番地 2, 445 番地, 446 番地, 447
番地, 448 番地, 449 番地, 450 番地, 451 番地, 452 番地, 453 番地, 454 番地, 455 番
地 1, 455 番地 2, 456 番地, 457 番地, 458 番地, 459 番地, 460 番地, 461 番地, 462
番地, 463 番地, 464 番地, 465 番地, 466 番地, 467 番地, 468 番地, 469 番地, 470 番
地, 471 番地, 472 番地, 473 番地 1, 473 番地 2, 656 番地 1 の一部, 659 番地の一部,
660 番地 1 の一部, 660 番地 2, 661 番地の一部, 662 番地の一部, 663 番地の一部, 665
番地の一部, 687 番地の一部, 688 番地, 688 番地 1 の一部, 689 番地, 690 番地, 691
番地, 692 番地, 693 番地, 694 番地, 695 番地, 696 番地, 697 番地, 698 番地, 699 番
地, 700 番地, 701 番地, 702 番地, 703 番地, 704 番地, 705 番地の一部, 706 番地, 707
番地, 708 番地の一部, 709 番地の一部, 710 番地の一部, 711 番地の一部, 712 番地 1
の一部, 712 番地 2, 713 番地の一部, 714 番地の一部, 715 番地, 716 番地, 717 番地の
一部, 718 番地の一部, 719 番地の一部, 720 番地の一部, 721 番地 1, 721 番地 2, 722
番地, 723 番地の一部, 724 番地の一部, 725 番地の一部, 798 番地, 799 番地, 800 番
地, 801 番地, 802 番地, 808 番地, 809 番地 1, 809 番地 3, 810 番地 1 の一部, 812 番
地 1 の一部, 813 番地及び 814 番地

2 法施行規則第 12 条の 33 の規定による埋立地の区分

法施行令第 13 条の 2 第 2 号

(環境局事業部廃棄物指導課)